

台風で被害を受けた農業者のみなさんへ

低利子で資金が借りられます

災害緊急営農対策資金融資制度のお知らせ

今年、かつて例を見ない数の台風が日本を襲い、岡山県でも各地で多くの被害が出ました。そこで、被害を受けた農業者を対象に経営維持や農業用施設の整備・復旧に必要な施設資金を融資する制度ができました。基準金利の一部を市と県が補助し、通常よりも低利子で借りられるのが特徴です（利子補給期間は6年以内）。この制度は今のところ台風16号を対象としていますが、それ以降の台風で被害を受けた人もご相談ください。

災害緊急営農対策資金融資制度についてのお問い合わせは、市農業振興課 32 2079へどうぞ。



農業近代化資金
農業改良資金

すでに融資を受けている人は

農業近代化資金と農業改良資金を借りた人が、台風の被害を受けて償還が困難になった場合、償還条件が緩和されることがあります。
申請締め切り 3月31日(木)



台風で被害に遭った農業者 一定条件の被害を受けた人



農業経営に必要な資金や農業資金の償還に充てるための資金を借りたい！

経営維持 資金

貸付利率	貸付限度額	償還期限
0.5%	個人 200万円 法人 2,000万円 損失額を限度とする	6年以内 うち据置期間 1年以内

農業用施設の改良・取得や果樹・花き・花木の植栽、家畜の購入、小土地改良などに必要な資金を借りたい！

農業近代 化資金

貸付利率	貸付限度額	償還期限
0.25%	個人 1,800万円 法人 2億円 総事業費の8割まで	15年以内 うち据置期間 7年以内

農業用施設の復旧や果樹の植栽などに必要な資金を借りたい！

農林漁業 施設資金

貸付利率	貸付限度額	償還期限
0.25%	1施設300万円 総事業費の8割まで	25年以内 うち据置期間 10年以内

農舎、畜舎、サイロ、ハウス施設、農産物乾燥施設、農機具など

申し込みはお早めに!!

3月31日(木)までに貸付決定または利子補給承認された人がこの制度を受けられます。申請後の手続きに1か月以上かかる場合もありますのでご注意ください。